

さんしん住宅ローン

(しんきん保証基金保証付)

ご利用 いただける方	当金庫の営業地区内に居住又は勤務している方 満20歳以上70歳未満で最終返済時80歳以下の方 会社員、公務員の場合は勤続年数1年以上の方 自営業者の場合は営業年数3年以上 法人役員の場合は勤続年数3年以上の方 前年年収100万円以上の方 一般社団法人 しんきん保証基金の保証を受けられる方 団体信用生命保険に加入できる方（保証料は当金庫負担）
お使いみち	住宅（マンション含む）購入・新築・増改築、住宅資金の肩代わり、土地の購入 （当金庫の営業地区内の物件に限ります） お使いみちによって複数のプランがありますので窓口にご相談下さい
ご融資金額	50万円以上8,000万円以内(1万円単位)
ご融資期間	35年以内(1ヵ月単位)
ご融資利率	ご融資利率は固定金利選択型と変動金利型があります 固定金利選択型は2年、3年、5年、10年のいずれかの期間固定金利をお選びいただけます ① 固定金利期間終了後は、固定金利期間を再設定することも可能です ② 固定金利を選択されない場合は、直前の当金庫の定める住宅ローンプライムレートを基準とする変動金利型の住宅ローン利率となります 変動金利型は当金庫の「住宅ローンプライムレート連動型」であり、毎月中旬に決定する利率を適用いたします。なお、融資実行後の利率については、毎年4月1日、10月1日の当金庫の住宅ローンプライムレートを基準として年2回見直しを行いません。 ※ 4月1日の基準日の融資利率は6月、10月1日基準日の融資利率は12月の約定日の翌日から適用されます。なお、ボーナス併用返済がある場合、ボーナス約定返済日の翌日からの適用となります。
ご返済方法	毎月均等返済（元利・元金）とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。 （但し、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内とします） 固定金利期間中のご返済額は一定です ※固定金利期間終了後の利率は、「固定金利選択型」か「変動金利型（当金庫の住宅ローンプライムレート）」のどちらを選択されてもその時点の基準利率が適用されます。 変動金利型は利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、5年間は返済額を変更いたしません。返済額の変更は5年毎に行ないますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。 当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として一括返済となりますが、期日までにお申し出があれば期限延長の相談も可能です。
保証人・担保	しんきん保証基金が保証しますので原則として保証人は必要ありません （但し、担保提供者・所得合算者となる場合には、保証人とする場合があります） 不動産を担保として差し入れていただきます
手数料等	事務手数料 55,000円 保証料が必要となります （お支払いいただく保証料はご融資金額により異なりますので、詳しくは窓口にお問合わせ下さい） 繰上完済手数料については、商品概要説明書の手数料等一覧表をご覧ください

次項へ続きます

三島信用金庫

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口（9時～17時、TEL：0120-775-501）までお申し出下さい。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（TEL：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（TEL：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（TEL：03-3581-2249） 静岡県弁護士会（TEL：055-931-1848）</p> <p>等の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、TEL：03-3517-5825）までお申し出下さい。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みに際しては事前に審査をいたします。結果によっては、ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご承知ください。 ・ 現在のご融資利率やご返済の試算につきましては、当金庫本支店またはライフサポートセンターまでお問い合わせ下さい。

01.10更新